

第4回地方共同の金融機構のあり方に関する検討会次第

日時 平成20年11月21日(金)

午前10時～12時

場所 総務省第4特別会議室

1. 開会

2. 討議

3. 閉会

論点ポイント

- 1 検討の意義・契機
- 2 検討に際しての基本的な判断基準
- 3 政策金融改革・行政改革との関係
- 4 財政投融资改革との関係
- 5 地方分権改革との関係
- 6 経済変動・地方財源不足への対応
- 7 地方公営企業等金融機構との関係
- 8 地域金融との関係
- 9 他の検討すべき論点
 - ・ 地方公共団体の財政規律
 - ・ 道路特定財源の一般財源化

配布資料目次

- p 1 地方債資金の状況
- p 2 地方債資金の状況②
- p 3 地方団体の資金調達の変化
- p 4 政策金融改革の趣旨と経緯
- p 5 政策金融改革における組織の改編
- p 6 地方公営企業等金融機構の概要について
- p 7 業務の基本的な仕組みについて
- p 8 貸付対象事業について
- p 9 地方公営企業等金融機構に対する出資について
- p 12 公営企業債が地方債全体額に占める割合 等
- p 13 一般会計債及び公営企業債の割合推移
- p 14 公庫金利と財政融資資金金利の比較
- p 15 最近の金利水準の推移
- p 16 「生活対策」について（概要）
- p 27 平成20年度地方債計画

地方債資金の状況

	貸し手	対象事業	平成20年度地方債 計画額 (兆円)
(公助)	国 (財政融資資金)	一般会計等事業	3.2
		公営企業	
(共助)	地方の共同資金調達機関 (地方公営企業等金融機構資金)	対象外	1.3
		原則として 公営企業のみ	
(自助)	銀行等	一般会計等事業	4.5
		公営企業	
(自助)	資本市場 (市場公募債)	一般会計等事業	3.4
		公営企業	
合計			12.5

資金調達の
自主性・自立性

地方債資金の状況②

政策金融改革（基本原則）

- 1 中小零細企業・個人の資金調達支援等の3つの機能に限定
- 2 貸付残高対GDP比半減の平成20年度中の実現等の政策金融の半減
- 3 金融危機、国際通貨危機、大災害、テロ等の危機対応体制の整備
- 4 効率的な政策金融機関経営の追求

公営企業金融公庫を廃止し（政策金融スキームからの撤退）、地方の共同資金調達機関として地方公営企業等金融機構を創設。

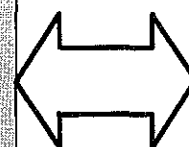
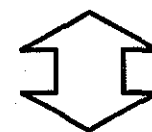
機構の貸付けは原則として公営企業のみ。



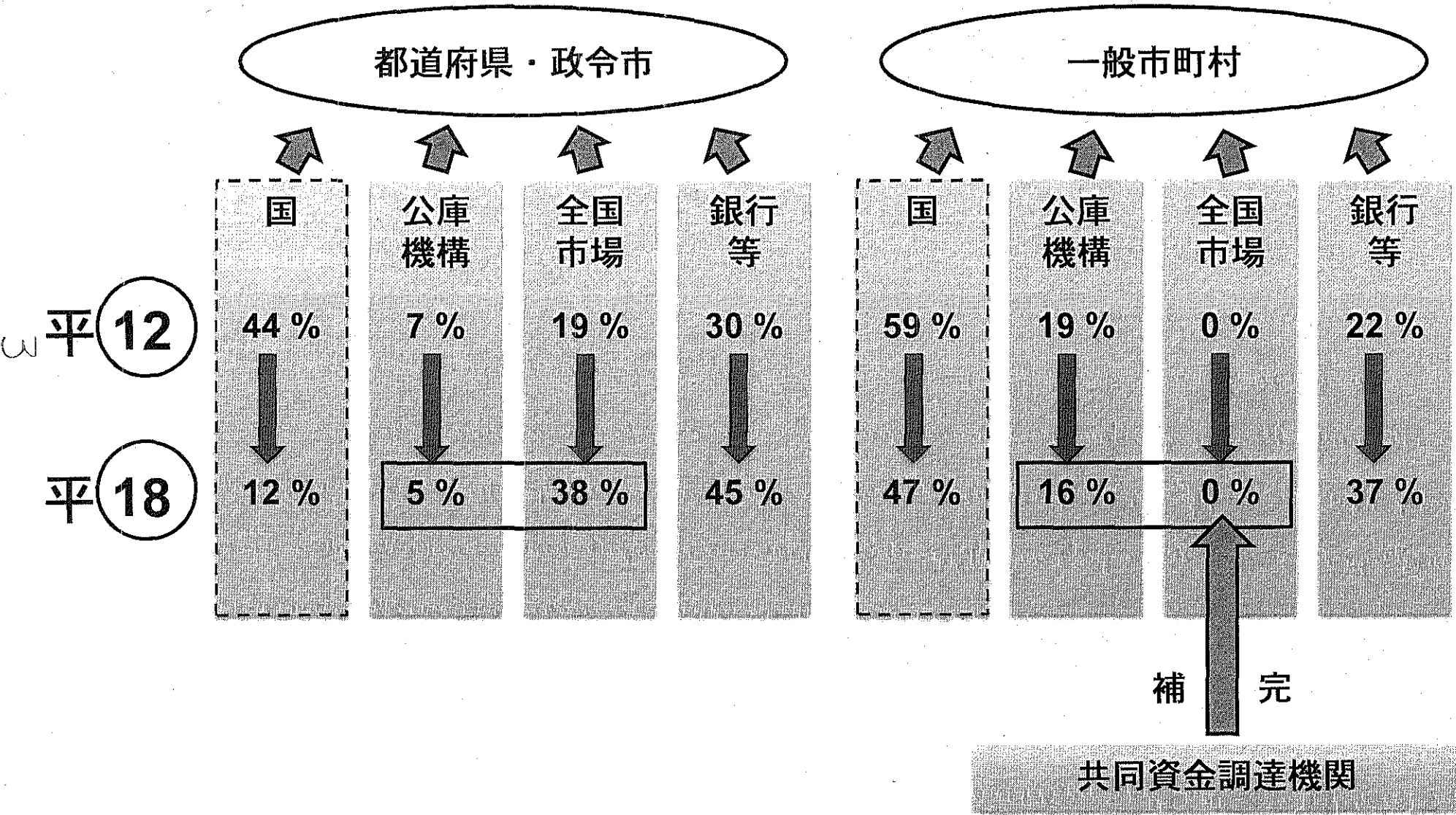
財政投融资改革

地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性の維持

周期的に発生し得る景気変動に対応した景気対策・地域の活性化策として実施する事業や財源不足の補てんに必要な資金調達のための危機対応体制が不十分（特に小規模市町村）。



地方団体の資金調達の変化



政策金融改革の趣旨と経緯

- 政策金融改革は、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくため、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点から見直しを行ったもの。
- このため、政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直し、完全民営化、廃止される機関の機能を政策金融の外側に切り出すとともに、必要最小限の業務を1つの新たな政策金融機関に担わせることとした。

政策金融改革の経緯

「政策金融改革の基本方針」

経済財政諮問会議(H17.11.29)

「行政改革の重要方針」

閣議決定(H17.12.24)

「行政改革推進法」成立

(H18.5.26)

「政策金融改革の制度設計」

政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定(H18.6.27)

<基本方針の決定>

- ・ 政策金融の機能の見直し、縮減
- ・ 貸付残高対GDP比半減目標
- ・ 政策金融機関の再編の基本方針
 - ①5機関を統合し、1つの新政策金融機関へ
 - ②商工中金と政策投資銀行は完全民営化
 - ③公営企業金融公庫を廃止
- ・ 危機対応体制の整備

政策金融改革関連法案の策定など、政策金融改革の実現に向けて整理することが必要と考えられる機関の統廃合や完全民営化の在り方及び危機対応体制の整備に関する具体的な内容等について提示。

政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立

(注)海外経済協力(円借款)については、改正JICA法案を平成18年臨時国会に提出し、成立

平成20年10月 新体制への移行

政策金融改革における組織の改編

平成20年9月まで

○ 8機関の貸付残高合計90.2兆円
※数字は平成16年度末の貸付残高

統合

国民生活金融公庫(9.6兆円)

農林漁業金融公庫(3.3兆円)

中小企業金融公庫(7.5兆円)

沖縄振興開発金融公庫(1.4兆円)

国際協力銀行(19.8兆円)

国際金融(8.5兆円)

海外経済協力(円借款)(11.3兆円)

新体制(平成20年10月以降)

○ 平成20年度末における政策金融の貸付残高のGDP比を平成16年度末に比べて半減

株式会社日本政策金融公庫

- ・ 政策金融の的確な実施と効率的な事業運営の両立
- ・ 明確な経営責任と透明性の確保
- ・ 統合効果の発揮と利用者の利便性の向上
- ・ 民間補完に徹しながら業務の必要性を不断に見直し

(注) 沖縄振興開発金融公庫は平成24年度以降に統合

独立行政法人国際協力機構(JICA)に統合

民営化

日本政策投資銀行(14.0兆円)

商工組合中央金庫(9.6兆円)

株式会社日本政策投資銀行 (特殊会社化)

株式会社商工組合中央金庫 (特殊会社化)

完全民営化
(一般の株式会社化)

完全民営化
(一般の株式会社化)

廃止

公営企業金融公庫(25.0兆円)

廃止

(新組織)

地方公営企業等金融機構

- ・ 特殊会社化のおおむね5年後から7年後を目途に政府出資の全部を処分
- ・ 設立根拠法廃止

政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立

(注) 海外経済協力(円借款)については、改正JICA法案を平成18年臨時国会に提出し、成立

- ・ 地方公共団体は共同して資金調達のための新組織(地方公営企業等金融機構)を自ら設立。
- ・ 新組織は、公営企業金融公庫の権利及び義務を承継。
- ・ 国は新たな出資・保証等の関与を行わない。

地方公営企業等金融機構の概要について

—地方公営企業等金融機構の概要—

■ 根 拠 法

- ・ 地方公営企業等金融機構法

■ 目 的

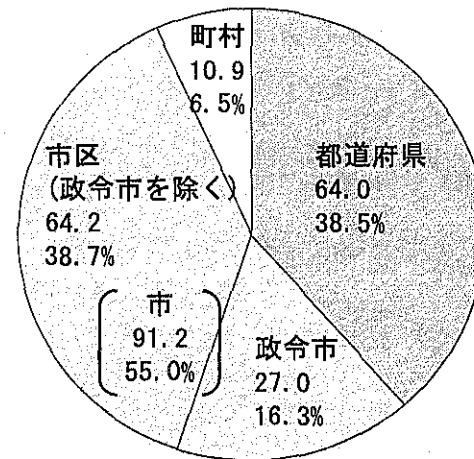
- ・ 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通
- ・ 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を実施
→地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与

■ 出 資 金

- ・ 総 額 166億円
- ・ 出資者 全地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
1,857 団体 地方公共団体別出資額及び割合(単位:億円)

■ 理 事 長

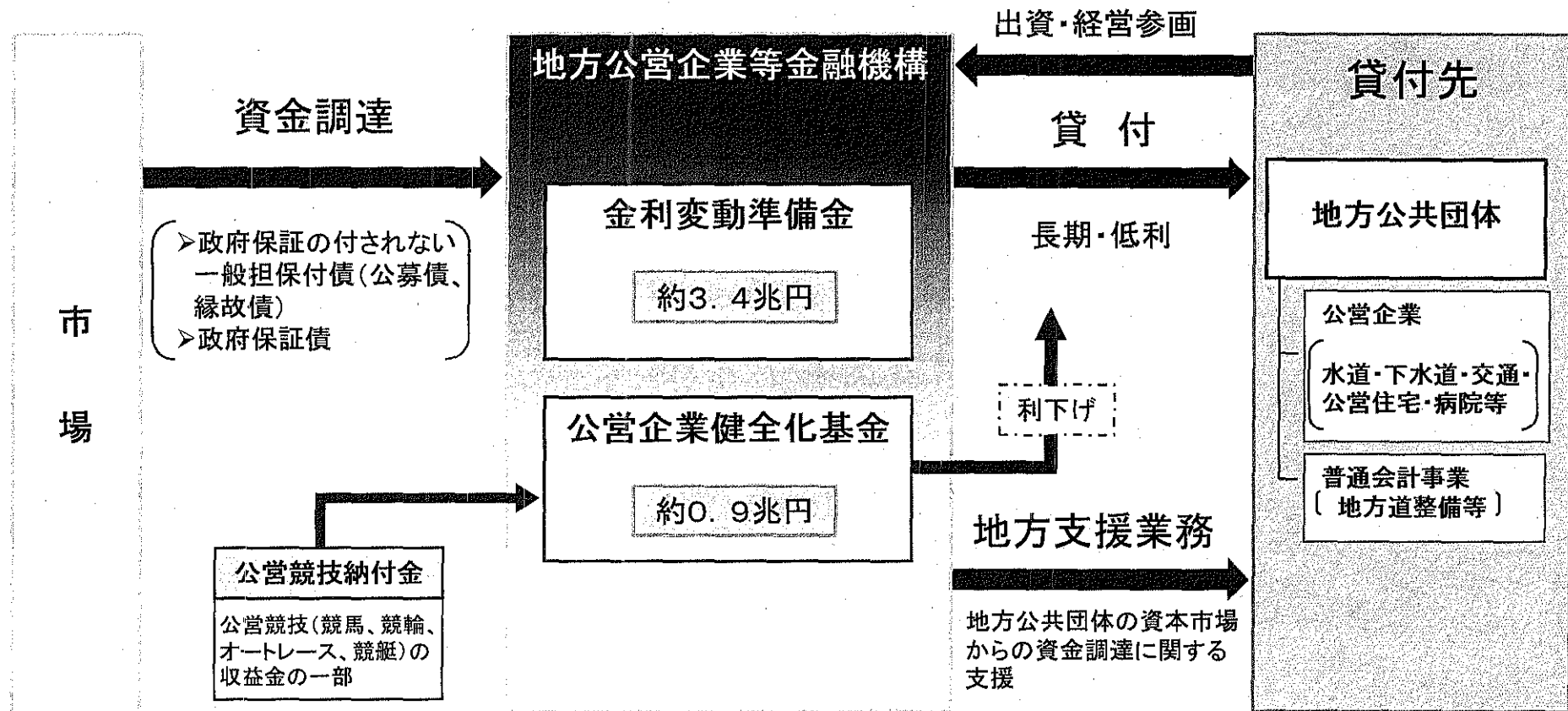
- ・ 渡 邊 雄 司



※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。

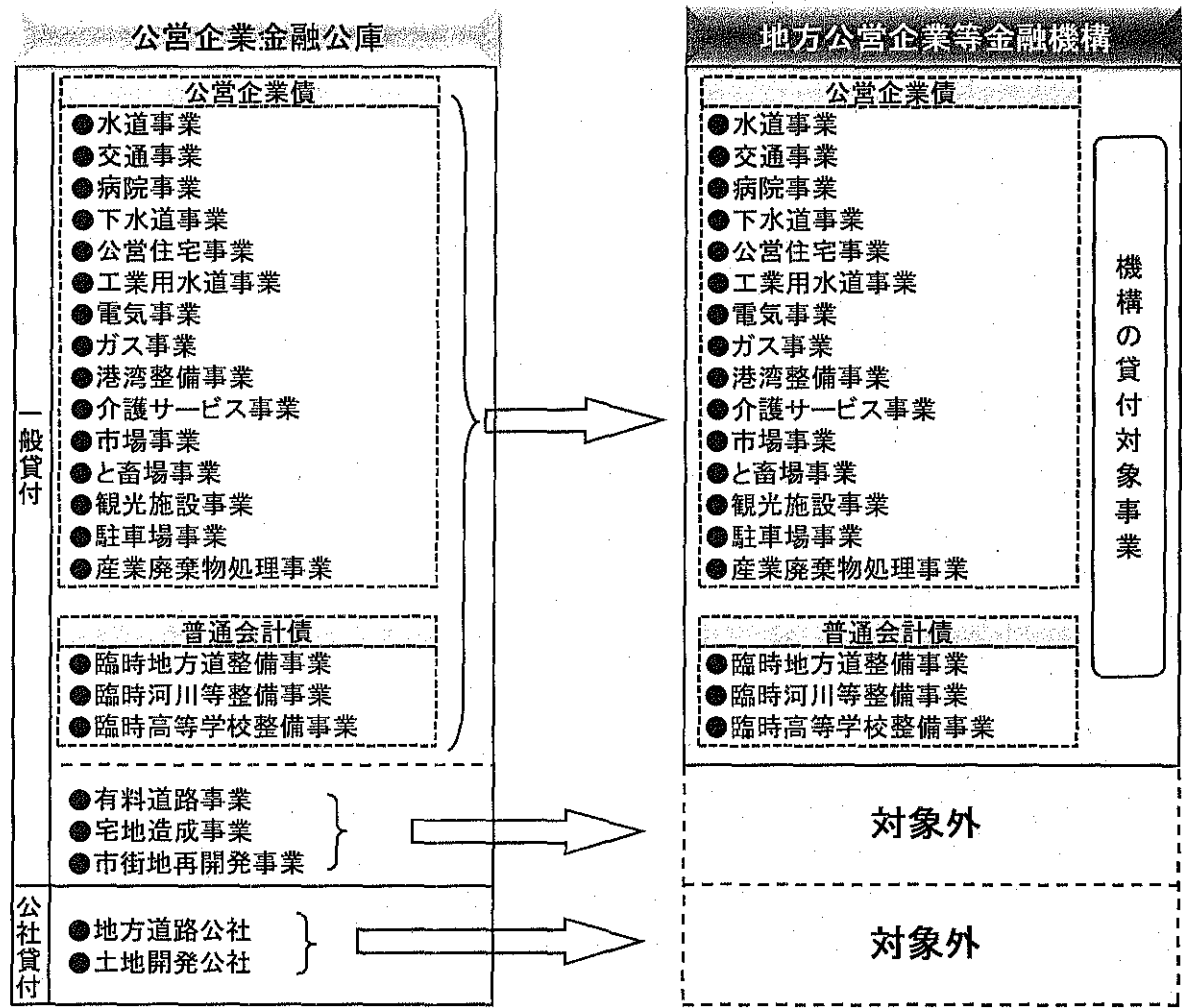
業務の基本的な仕組みについて

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



貸付対象事業について

貸付対象を重点化。貸付先は全て地方公共団体で同意債(許可債)のみ



地方公営企業等金融機構に対する出資について

地方公営企業等金融機構設立準備委員会は、地方公営企業等金融機構の設立に必要な地方自治体の出資について、次のとおりとする。

1 都道府県及び市町村の出資総額について

都道府県及び市町村の出資総額は、別紙のとおり、応能性を考慮した標準財政規模と応益性を考慮した貸付残高を基本とし、機構に対する市場の信用力を確保することなどを総合的に勘案し、次のとおりとする。

都道府県	64億円
市	91億円
町 村	11億円

2 各地方自治体が出資する額について

個々の地方自治体が出資する額については、前記1の配分方法を勘案しつつ、全国知事会、全国市長会、全国町村会において、それぞれが調整する。

なお、都道府県及び指定都市の出資額は、出資総額の55%程度を確保する。

3 出資の時期

原則として、平成20年度に出資する。

平成19年6月28日

地方公営企業等金融機構設立準備委員会

(別紙)

「1」についての考え方

都道府県及び市町村の出資額の算定に当たっては、応能性を考慮して、出資総額の2分の1を標準財政規模により、残り2分の1を応益性を考慮して貸付残高により、それぞれ配分する。

さらに、都道府県は、機構に対する市場の信用力を確保するため、市区町村（指定都市を除く。）の出資総額の1割程度を引き受ける。

都道府県別出資額

(単位:百万円)

都道府県名	貸付残高	出資額	標準財政規模	出資額	県内市町村 貸付残高	県内市町村 標準財政規模	追加	出資計
北海道	162,388	58	1,247,346	199	797,863	1,108,751	45	303
青森県	66,812	24	351,467	56	273,064	341,581	15	95
岩手県	94,612	34	361,576	58	276,122	345,860	15	107
宮城県	167,609	60	419,192	67	232,723	311,189	13	140
秋田県	59,431	21	303,287	48	229,591	300,163	13	82
山形県	93,712	33	299,140	48	262,285	284,867	13	95
福島県	68,373	24	446,350	71	368,813	470,917	20	116
茨城県	177,427	63	525,595	84	371,931	590,957	23	170
栃木県	63,910	23	386,393	62	279,647	397,355	16	101
群馬県	86,590	31	369,004	59	252,128	412,403	16	105
埼玉県	241,776	86	912,723	146	435,637	981,846	32	264
千葉県	194,101	69	799,659	128	352,915	905,293	28	225
東京都	242,718	86	3,376,209	540	233,547	2,673,296	57	683
神奈川県	181,866	65	1,064,305	170	352,071	697,036	24	259
新潟県	73,648	26	540,457	86	356,756	415,726	19	131
富山県	83,839	30	255,683	41	254,200	254,422	13	83
石川県	63,873	23	265,421	42	312,229	283,787	15	80
福井県	66,823	24	219,234	35	139,736	188,295	8	67
山梨県	72,234	26	226,085	36	155,538	213,204	9	71
長野県	91,203	32	460,647	74	488,782	553,740	26	132
岐阜県	64,796	23	403,734	65	301,144	451,368	18	105
静岡県	127,142	45	621,748	99	242,002	448,557	16	161
愛知県	223,284	80	1,088,419	174	363,752	983,205	30	283
三重県	111,404	40	368,153	59	272,994	391,069	16	114
滋賀県	80,295	29	265,490	42	267,416	282,804	14	85
京都府	73,085	26	430,850	69	181,931	244,516	10	105
大阪府	210,132	75	1,299,632	208	648,692	954,405	38	321
兵庫県	202,168	72	908,868	145	701,504	852,351	38	255
奈良県	122,771	44	264,082	42	176,540	292,894	11	97
和歌山県	34,070	12	252,274	40	162,032	236,871	9	62
鳥取県	34,972	12	182,435	29	156,228	153,284	8	49
島根県	67,681	24	247,201	40	228,408	221,878	11	75
岡山県	161,162	57	373,442	60	480,418	458,423	23	141
広島県	115,723	41	497,105	79	304,884	399,070	17	138
山口県	110,891	39	335,979	54	241,728	332,108	14	107
徳島県	43,896	16	223,867	36	100,145	197,399	7	58
香川県	53,031	19	218,844	35	129,105	218,335	8	62
愛媛県	43,356	15	309,377	49	233,805	335,902	14	78
高知県	35,782	13	232,795	37	140,796	216,395	8	58
福岡県	78,935	28	765,709	122	312,941	529,084	20	170
佐賀県	20,515	7	216,232	35	145,196	187,292	8	50
長崎県	41,472	15	339,896	54	239,913	358,449	14	83
熊本県	44,772	16	382,690	61	300,050	422,963	17	94
大分県	50,070	18	291,236	47	162,782	283,335	10	75
宮崎県	58,040	21	283,058	45	206,553	260,391	11	77
鹿児島県	73,250	26	423,112	68	203,415	433,206	14	108
沖縄県	76,809	27	283,822	45	75,804	256,302	7	80
合計	4,712,448	1,678	24,339,820	3,890	13,405,752	22,132,543	830	6,400

公営企業債が地方債全体額に占める割合(⑱決算)

	0%	0~5%	5~10%	計	(参考) 10~20%
市 (政令市除く)	26団体	19団体	28団体	73団体	119団体
構成比	3%	2%	4%	9%	15%
町村	147団体	76団体	75団体	298団体	198団体
構成比	14%	7%	7%	29%	19%
全市町村	173団体	95団体	103団体	371団体	318団体
構成比	9%	5%	6%	20%	17%

公営企業金融公庫資金の貸付状況について

	⑲貸付あり	⑲貸付なし	⑲貸付なしの 構成比
都道府県	47団体	0団体	0%
政令市	17団体	0団体	0%
一般市・ 特別区	750団体	39団体	5%
町 村	725団体	285団体	28%
市区町村計	1,492団体	324団体	18%

一般会計債及び公営企業債の割合推移(地方債計画ベース)

		額	シェア
昭和30年度	一般会計債	850	75.6%
	公営企業債	274	24.4%
	合計	1,124	
昭和32年度	一般会計債	520	52.5%
	公営企業債	470	47.5%
	合計	990	
昭和35年度	一般会計債	560	41.8%
	公営企業債	780	58.2%
	合計	1,340	
昭和40年度	一般会計債	1,398	31.6%
	公営企業債	3,032	68.4%
	合計	4,430	
昭和50年度	一般会計債	10,184	41.5%
	公営企業債	14,327	58.5%
	合計	24,511	
昭和60年度	一般会計債	33,887	59.6%
	公営企業債	22,951	40.4%
	合計	56,838	
平成7年度	一般会計債	88,152	67.2%
	公営企業債	43,113	32.8%
	合計	131,265	
平成17年度	一般会計債	83,108	72.1%
	公営企業債	32,170	27.9%
	合計	115,278	

公庫法成立

公庫金利と財政融資資金金利の比較 (単位：%)

	20年 (シェア 20%)			28年 (シェア 71%)		
	公庫金利 A	財融金利 B	金利差 A-B	公庫金利 A	財融金利 B	金利差 A-B
2007年	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
7月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
8月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
9月	1.95	1.90	0.05	2.10	2.10	0
10月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
11月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
12月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.00	0.15
2008年	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05
1月	1.90	1.80	0.10	2.15	2.10	0.05
	1.90	1.80	0.10	2.15	2.00	0.15
2月	1.90	1.80	0.10	2.10	2.00	0.10
	1.90	1.80	0.10	2.10	2.00	0.10
3月	1.90	1.70	0.20	2.10	2.00	0.10
	1.85	1.70	0.15	2.10	2.00	0.10
4月	1.85	1.80	0.05	2.10	2.10	0
	1.80	1.80	0	2.10	2.10	0
5月	1.90	1.90	0	2.20	2.20	0
	1.90	1.90	0	2.20	2.20	0
6月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
7月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
8月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
9月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05

最近の金利水準の推移

1 市場公募債（満期一括償還）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
5年債（個別債）	0.98 %	1.45 %	1.41 %	1.19 %	1.18 %	1.12 %
10年債（共同債）	1.56 %	1.74 %	1.89 %	1.79 %	1.62 %	1.56 %
20年債（個別債）	発行なし	2.31 %	2.46 %	2.28 %	2.28 %	2.20 %
30年債（個別債）	発行なし	発行なし	発行なし	発行なし	2.62 %	2.55 %

※発行条件の良いものの例。

2 財政融資資金（3年据置元利均等償還）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10年	1.10 %	1.40 %	1.60 %	1.50 %	1.30 %	1.20 %
20年	1.70 %	1.90 %	2.10 %	1.90 %	1.80 %	1.80 %
30年	2.10 %	2.20 %	2.30 %	2.20 %	2.10 %	2.10 %

3 銀行等引受債（元金均等償還、都道府県・政令市）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10年	1.50 %	1.70 %	1.88 %	発行なし	1.50 %	1.30 %
20年	2.02 %	2.67 %	発行なし	発行なし	発行なし	2.01 %

「生活対策」について(概要)

平成20年10月30日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

第1章 基本的考え方

1. 金融経済情勢と対策の意義

(世界的な同時不況の兆し)

世界の金融資本市場は100年に一度と言われる混乱に陥っている。本年9月中旬以降、金融危機に加え、実体経済の弱体化が進みつつあり、世界的な景気後退の兆しが強まっている。

(日本経済の現状と先行き)

海外に比べ、日本の金融システムは健全であり、これまで安定性は確保されている。しかし、外需に依存してきた日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、今後は下降局面が長期化・深刻化するおそれ。

(国民生活への影響)

この影響は、いずれ国民すべてに到達し、経済的な弱者には大きな波となって押し寄せてくるおそれがある。暮らしの安心が脅かされている「生活者」、資金繰りに苦む「中小・小規模企業」、都市部との格差に悩む「地方」に対し、セーフティネットを強化し、緊急の備えを万全にすることが喫緊の課題。

(新たな成長への展望)

一方で、現下の世界的な金融経済変動に対応していくためには、内需主導の持続的成長を実現できるよう経済の体質転換を進めていくことが重要である。このためには、住宅投資の活性化、低炭素社会構築に向けた設備投資の促進、国内金融資産を活かした消費の拡大などが鍵。

2. 5つの基本視点

「生活対策」は、国民生活と日本経済を守るため、以下の5つを基本視点とする。

(1) 3段階の経済財政政策により、日本経済立て直しに取り組む

日本経済は「全治3年」という基本認識の下で、今年度から直ちに日本経済の立て直しに取り組む。当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進める。

(2) 最優先課題として「金融資本市場の安定確保」に向け万全の措置をとる

国際金融資本市場の安定化に向け国際協調を推進する。日本の金融システムは世界でも最も安定しているが、安定性強化に万全を期す。

日本銀行においては、金融市場の安定確保に取り組むとともに、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適切かつ機動的な金融政策運営を期待する。

(3) 3つの重点分野を位置づけ、その中で「生活者」を一番に置く

「生活対策」は、3つの重点分野として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」を位置づける。このうち、第一に、生活者のための「暮らしの安心」を打ち立てる。

(4) 一過性の需要創出対策ではなく、自律的な「内需主導型経済成長」への移行を後押しする

今回の対策の意義は、単なる一過性の需要創出ではなく、自律的な「内需拡大」による確実な経済成長実現のため、経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を発揮させることにある。

(5) 経済成長と財政健全化の両立に向けて取り組む

本対策の実行にあたっては、これまでの政府・与党の方針に沿って対応し、財政規律の維持の観点から、安易に将来世代に負担をつけまわさず、経済成長と財政健全化を図っていく。こうした考え方にに基づき、

- ・対策の財源は、赤字国債に依存しない。
- ・歳出改革の取組を継続する。
- ・持続可能な社会保障構築と、その安定財源確保に向けた中期プログラムを早急に策定する。この中には、基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げるための前提となる税制抜本改革の姿も含める。

第2章 具体的施策

I. 生活者の暮らしの安心

1. 家計緊急支援対策

- 生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として総額2兆円を限度として生活支援定額給付金（仮称）の実施や賃金引上げの環境づくりに取り組む。

○生活支援定額給付金（仮称）の実施

家計への緊急支援として、特別減税及びこれに関連する臨時福祉特別給付金を実施することとしていた。一方、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ、低所得者にも広く公平に行き渡らせるためには、給付方式によることがより適切である。この給付（生活支援定額給付金（仮称））は、総額2兆円を限度として、単年度の措置として今年度内に実施することとし、その実施方式等について早急に検討する。

○経済界に対する賃金引上げの要請

○雇用保険料引下げ等に向けた取組

（雇用保険料0.4%の範囲内の幅で引き下げること等について関係審議会で検討）

○電気・ガス料金の来年1-3月期の値上げ幅の圧縮・平準化を電力・ガス会社に要請

○輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等の早急な見直し

2. 雇用セーフティネット強化対策

- 景気後退による影響が最も出やすい非正規労働者、中小企業や地方企業を中心にセーフティネットを強化し、60万人分の雇用下支え強化を行う。

○非正規労働者の雇用安定対策の強化

（年長フリーター等を積極雇用する事業者へ奨励金支給など）

○中小企業等の雇用維持支援対策の強化

（中小企業等への助成金の拡充など）

○地域における雇用機会の創出

（「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」の創設）

3. 生活安心確保対策

- 国民の生活不安の解消のため、消費者政策の抜本的強化等とともに、10

万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

○消費者庁の創設など消費者政策の抜本的強化等

(消費者庁の創設、地方の消費生活相談体制の強化、食の安全対策の強化、悪徳商法・振り込め詐欺対策の推進など)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等<介護人材等の10万人増強>

(平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)等による処遇改善、介護人材等の緊急確保対策の実施など)

○出産・子育て支援の拡充

(「安心こども基金(仮称)」創設によるサービス緊急整備、「子育て応援特別手当(仮称)」の支給、妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進など)

○障害者支援の拡充

(障害者基金の延長・積増しなど)

○医療・年金対策の推進

(医療体制整備、新型インフルエンザ対策強化、年金記録問題への対応など)

II. 金融・経済の安定強化

4. 金融資本市場安定対策

一 国際金融資本市場の安定化に向けて、国際協調を推進するとともに、日本のバブル崩壊後の経験を活かした一段の発信を行う。

○国際金融資本市場の安定化に向けた積極的取組

(国際協調の推進、日本の経験を活かした一段の発信、アジア地域における金融協力の一層の推進)

○国内市場の安定に向けた必要な対策の実施

(企業に対する自社株買いの要請、従業員持株会による株式取得の円滑化、空売り規制の強化、空売り規制の厳正な執行等監視の徹底、銀行の株式保有制限の弾力的運用など)

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善

(金融機能強化法の活用・使い勝手の改善を図るとともに、十分な政府の資本参加枠の拡大を検討)

○生命保険会社のセーフティネットにおける政府補助の延長

(平成21年4月以降も生命保険契約者保護機構に対する政府補助を引き続き可能とする(平成24年3月末まで))

○適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート

(公正価値の算定方法明確化、金融商品の保有目的変更に関する迅速な検討)

○銀行の自己資本比率規制の一部弾力化

(金融機関の金融仲介機能を低下させないため、国際合意の枠組みも踏まえ、規制の一部弾力化を図る)

○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組

(証券化商品の販売ルールづくりの支援、格付け会社規制の検討など)

○金融機関の流動性対策

(日本銀行における内外の金融機関への潤沢な流動性供給を期待)

○金融証券税制

(金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備。上場株式等の配当等について、3年間現行税制を延長。金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設。企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)を導入。)

なお、銀行等保有株式取得機構等の活用などについては、与党において引き続き検討する。

5. 中小・小規模企業等支援対策

一 中小・小規模企業等の資金繰り対策を更に拡充するとともに、税制措置等による活性化を図る。

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善(再掲)

○「安心実現のための緊急総合対策」による資金繰り対策の早期実施

○緊急保証と政府系金融機関等による貸付について 21 兆円規模の追加を実施(「安心実現のための緊急総合対策」における9兆円規模に加え、合計 30 兆円規模に拡大)

- ・信用保証協会による緊急保証枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における6兆円規模に加え、新たに14兆円規模の追加を行い、合計20兆円規模に拡大
- ・政府系金融機関等による貸付枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における3兆円規模に加え、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付の金利や貸付条件の見直しを含めた拡充、商工中金による金融危機対応業務の発動により新たに7兆円規模の追加を行い、合計10兆円規模に拡大

○商工中金、政策投資銀行による金融危機対応業務の発動(再掲)

○日本企業の海外における事業に対する貸付の拡充

(日本政策金融公庫(国際協力銀行)の活用)

○民間金融機関による金融仲介機能の強化

(民間金融機関による資金供給の実態把握と円滑化の要請、中小・小規模企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底)

○建設業の資金調達の円滑化

(「地域建設業経営強化融資制度」の活用)

○中小企業対策税制、人材確保・研究開発支援

- ・中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ
- ・中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活
- ・人材確保・技術承継支援、研究開発支援

○中小企業の新技術の商品化・調達に向けた一貫支援

(新商品開発の補助・融資、製品性能評価、公的機関の導入、販路開拓など調達までつながる一貫支援)

○下請法、独禁法違反行為への厳正な対処

(違反行為への厳正な対処、下請保護情報ネットワークの活用)

6. 成長力強化対策

- 一 企業活力を高める「成長力強化税制」の導入、世界最先端の研究開発促進等により日本経済の「底力」を飛躍に結びつける取組を進める。

○時限的に即時償却を可能とする省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置

○海外子会社利益の国内還流

○省エネ・新エネ対策、金属資源開発の推進等

(省エネ・新エネ設備等の投資促進税制(再掲)、国内クレジット制度の活用、レアメタル・鉄鉱石等の探鉱開発支援)

○原油市場安定化に向けた資源外交強化、石油製品価格等市場動向監視

○世界最先端の研究開発、イノベーション促進

(世界最先端の研究開発促進、ライフサイエンス分野の新事業創出に資する規制改革、技術情報等流出防止、イノベーション創造機構(仮称)・イノベーション特区(仮称))

○日本版ESOP(従業員株式所有制度)導入促進のための条件整備

III. 地方の底力の発揮

7. 地域活性化対策

- 一 都市部との格差が拡大している地方の「底力」が発揮できるよう、高速道路料金的大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくりを進める。

○高速道路料金的大幅引き下げ

(国民生活や地域経済の支援や地球温暖化防止の観点から、①物流効率化のため、平日、割引がなかった時間帯への割引の導入等、②観光振興や地域の生活・経済支援のため、休日、地方部の長距離利用料金や、首都・阪神高速利用料金の引下げ等を当面平成22年度まで実施)

○地域企業再生、商店街活性化、ICT活用、PFI活用による地域経済活性化

(地域力再生機構の早期設立と第3セクター改革、商店街活性化、地域におけるICT基盤整備・ICT利活用、放送デジタル化へ円滑移行、PFI活用)

○観光立国の推進

(観光圏の整備促進、宿泊施設等受入れ体制の整備、出入国管理・査証発給体制整備等の観点を踏まえた訪日査証の見直し等)

○地域建設業の新分野進出や他産業との連携事業等の支援

○安全・安心な交通空間確保と物流コストの低減等に直結する交通ネットワーク整備

(通学路・交差点などの交通安全対策、鉄道駅のバリアフリー化、地域バス利便性向上、LRTプロジェクト、地方活力向上と国際競争力に資する道路ネットワーク整備、都市鉄道の整備等、貨物運送の中小零細企業対策、羽田空港・一般空港の機能高質化、スーパー中枢港湾、安全な海上交通路の整備等)

○地域づくりの推進

(美しく活力あるふるさとづくり、過疎地域への定住促進、地域の生活排水対策、国が整備した施設の油流出の防止、施設周辺の騒音対策等)

○農業の将来を担う経営の育成と雇用創出等

(水田フル活用に取り組む農業者への支援、担い手に対する融資の円滑化、施設整備支援、新規に就農しようとする者の実践研修支援、企業的な農業経営を目指したネットワーク形成の支援、リース方式による最新生産方式の導入拡大)

○技術開発の加速と農商工連携、国産農産物の積極的活用等

(IT技術等の活用促進、農業関係施設の省エネ推進、国産原料を安定的に活用する農商工連携への支援・地場農産物の販路拡大、畜産経営安定対策の緊急実施、エコツーリズムなどとの連携、きめ細やかな基盤整備の推進等、地域活性化に向けた農山漁村施策と関係省庁の施策連携)

○森林・林業の活性化

(国産材の住宅等への利用拡大、木質バイオマスの利用促進、森林における路網整備の推進等)

○水産業の活性化

(水産物の産地販売力の強化、漁業用資材・餌飼料の使用の改善合理化等による収益力強化の支援、水産基盤等の整備推進等)

○食に対する信頼確保等

(事故米穀とは知らずに販売・加工した善意の事業者への支援等)

○親切でわかりやすい農林水産行政の展開

8. 住宅投資・防災強化対策

一 住宅投資を促進するとともに、公共施設の耐震化等の防災対策を進める。

○住宅ローン減税(個人所得課税)の延長・拡充等

(最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ、環境・高齢化問題等のための省エネ・バリアフリー等の住宅リフォーム減税の検討)

○各種土地税制の延長・拡充等

○容積率の緩和

(高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等)

○優良な都市開発プロジェクト支援、不動産の証券化、流動化の促進

○改正建築基準法・改正建築土法等の円滑な運用・施行に向けた対応

○公共施設の耐震化等防災対策

(学校や住宅等の耐震化の加速、公共施設の震災対策(空港、上下水道施設、廃棄物処理施設、矯正施設、官庁施設等)・グリーン化・エコ改修等、道路橋等老朽化の進む社会資本ストックの長寿命化、集中豪雨、津波・高潮対策の実施、気象施設の整備、都市公園の整備等による都市防災機能の向上、救助技術向上のための消防団資機材の充実、個室型店舗等の消防用設備等の自己点検実施支援等緊急防火対策の徹底)

9. 地方公共団体支援策

一 地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるように支援する。

○道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る

○地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する

○地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」(仮称)を交付する

○景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

第3章 財源

○ 経済成長と財政健全化の両立

1. 国費と事業規模

○本対策の財源については、赤字国債に依存しないこととし、そのための特例措置として、平成20年度における財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れを停止するなど財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等を行う。

○「生活対策」の財源である国費と事業規模は、別紙のとおりである。

2. 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムの策定

○以下を「基本骨格」とする中期プログラムを、年末の税制改正においてとりまとめる。

(1) 景気回復のための減税等

世界経済の混乱から国民生活を守り、3年以内の景気回復を最優先で図るため、景気回復期間中に、減税措置及び生活支援定額給付金（仮称）を税制抜本改革を前提に時限的に行う。

(2) 社会保障安定財源の確保

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、経済状況の好転後に、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、給付に見合った負担という視点及びこれらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始し、時々々の経済状況をにらみつつ、2010年代半ばまでに段階的に実行する。その際、国民の理解を深めるため、現在行われている歳出の無駄排除と行政改革を引き続き行うとともに、社会保障給付とその他の予算とは厳密な区分経理を図る。

(3) 税制抜本改革の全体像

社会保障の安定財源確保をはじめ、我が国の成長力の強化、社会におけるさまざまな格差の是正など種々の課題に整合的かつ計画的に対応するため、本年末に、個人、法人の所得課税、資産課税、消費課税の各税目の改革の基本的方向性を明らかにした「税制抜本改革の全体像」をわかりやすく示し、これに基づき抜本改革を断行する。

(別紙)

「生活対策」の規模

	単位：兆円	
	国費	事業費
I. 生活者の暮らしの安心	2. 8程度	3. 0程度
1. 家計緊急支援対策	2. 0程度	2. 0程度
2. 雇用セーフティネット強化対策	0. 3程度	0. 3程度
3. 生活安心確保対策	0. 5程度	0. 7程度
II. 金融・経済の安定強化	0. 6程度	21. 9程度
4. 金融資本市場安定対策	—	—
5. 中小・小規模企業等支援対策	0. 5程度	21. 8程度
6. 成長力強化対策	0. 1程度	0. 1程度
III. 地方の底力の発揮	1. 6程度	2. 0程度
7. 地域活性化対策	0. 8程度	1. 0程度
8. 住宅投資・防災強化対策	0. 2程度	0. 4程度
9. 地方公共団体支援策	0. 6程度	0. 6程度
合計	5. 0程度	26. 9程度

(注)

(注1) 財政投融资の追加1. 5兆円程度による事業費の増を含む。

(注2) 税制措置については、21年度税制改正において具体化。

平成20年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目		平成20年度 計画額 (A)	平成19年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一	一般会計債	60,761	63,184	△ 2,423	△ 3.8
二	公営企業債	27,783	27,724	59	0.2
三	公営企業借換債	2,000	2,000	0	0.0
四	臨時財政対策債	28,332	26,300	2,032	7.7
五	退職手当債	5,900	5,900	0	0.0
総 計		124,776	125,108	△ 332	△ 0.3
内 訳	普通会計分	96,055	96,529	△ 474	△ 0.5
	公営企業会計等分	28,721	28,579	142	0.5
資金区分					
	公 的 資 金	45,730	46,300	△ 570	△ 1.2
	財 政 融 資 資 金	32,400	32,800	△ 400	△ 1.2
	公営企業金融公庫資金	2,100	13,500	△ 11,400	△ 84.4
	地方公営企業等金融機構資金※	11,230	—	11,230	皆 増
	民 間 等 資 金	79,046	78,808	238	0.3
	市 場 公 募	34,000	34,000	0	0.0
	銀 行 等 引 受	45,046	44,808	238	0.5

※ 地方公営企業等金融機構法施行令（平成19年政令第384号）附則第2条の規定による改正後の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第4条第2号（平成20年10月1日施行）に規定する資金。

市場公募地方債については、借換債を含め6兆円（前年度比2,000億円、3.4%増）を予定している。